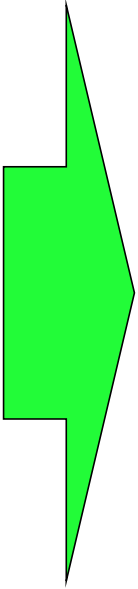


いじめの防止等に係る取組

1 これまでの取組の成果と課題

【いじめ問題の普及啓発、授業カリキュラムへの導入】 (取組・成果) ①児童生徒、教職員、家庭及び地域向けに、研修や講演会を通じていじめなどの道徳的課題について考える機会を提供するなど、道徳教育の充実を行っている。 ②教育活動全体を通して児童生徒が主体的に考え、課題解決に必要な力を養い、成長できるための取組を進めているとともに、自然学校やトライやるウィークなどの体験学習では、社会性や豊かな人間性を育み、いじめの未然防止につなげている。 ③ネットいじめやトラブルの防止に向け、SNSをはじめとする情報モラルの向上を図り、スマートフォン等の扱いに関して児童生徒が主体的にルール作りを行うための情報モラル教育の出前授業を行っている。 ④STAND BYの導入にいじめの脱傍観者授業を併せることで、いじめの未然防止を図っている。 ⑤ゲートキーパー研修、18歳未満の自殺関連行動事案連携シートの活用を促している。 (課題) ・啓発や体験活動等の取組がより効果的ないじめ防止につながるよう、今後も検討していく必要がある。 ・いじめの行為は犯罪となり得ることや、インターネット上におけるトラブルの危険性に関する理解を広めていく必要がある。 ・増加傾向にあるインターネットやSNSを通じて行われるいじめの行為の防止に向け、児童生徒が主体的にルール作りを行う等の効果的な取組を進めていく必要がある。
【相談窓口の整備、いじめに対する感度向上】 (取組・成果) ①市立の全小中高特別支援学校に指導主事が訪問し、いじめ対応の確認や全教職員を対象とした研修を実施している。 ②管理職や生徒指導担当者を対象とした研修だけではなく、初任者、2年次、3年次、5年次、中堅教員等、様々な層に対して研修を実施する。 ③連絡ノートや個別面談等を活用して児童生徒及び家庭と信頼関係を築くなど、日常的に教職員による児童生徒の観察を行い、相談しやすい雰囲気づくりを行っている。 ④中学生・高校生を対象にSTAND BYを導入し、いじめの未然防止や早期発見の取組を進めている。 ⑤児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないため、各学期に一回はいじめアンケートを実施するとともに、いじめの認知や報告の仕組みづくりの環境整備をしている。 ⑥いくしあの総合相談窓口にて、いじめを含めた幅広い相談に対応し、必要に応じて、いくしあ内各課や関係機関へのつなぎを行っている。 ⑦「尼崎市子どものための権利擁護委員会」では、いじめ等の子どもの権利侵害の解消や未然防止、児童の権利条約等に関する啓発や子どもの意見表明を支援する取組を行っている。 (課題) ・いじめの端緒が見えにくく、家庭問題や成長課題と絡み合う複雑なケースがあり、教職員に豊富な経験が求められている。 ・教職員が経験年数等の差に関わらず、いじめの認知に習熟する必要がある。 ・尼崎市子どものための権利擁護委員会において、子どもを対象にした児童の権利条約等に関する啓発や子どもの意見表明を支援する取組を今後も継続する必要がある。
【学校への支援】 (取組・成果) ①スクールソーシャルワーカー(SSW)が、いじめの対応において、より学校と連携した支援を行っている。 ②いじめ問題をはじめとする、学校だけでは解決が困難な事案について、医療関係者等の専門家に相談できる体制づくり(「学校支援専門家派遣事業」)をしている。 ③スクールロイヤーを設置し、子どもの最善の利益の為、法的根拠をもって、学校へ指導助言し、調停や和解に寄与し、速やかな問題解決につなげていく。 (課題) ・いじめ問題に対応していく際、被害児童生徒及びその保護者に寄り添った対応をしていくが、同時に加害側児童生徒及びその保護者へも寄り添った対応が必要であり、その内容が多様化及び複雑化しており、対応に苦慮することが多くなってきている。
【学校の体制強化と組織的な対応】 (取組・成果) ①教職員が児童生徒と向き合うことができる時間を確保するため、全小中学校を対象にスクールサポートスタッフの導入を行うなど、教員の働き方改革を進めている。 ②全学校に設置しているいじめ対応組織の対応をより実効的なものにするため、いじめ対応マニュアルや事例検討等を取り入れた教職員に対する校内研修を実施している。 ③自殺事案を含む、重大事態が発生した際の危機管理マニュアルを作成し、教職員へ周知している。 (課題) ・組織的な対応をするため、いじめ対応組織での情報共有や、いじめ防止基本方針等に基づいた取組を徹底する必要がある。
【家庭、地域及び関係機関との連携、活動】 (取組・成果) ①尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題に関する情報共有や意見交換を通じて、学校・PTA・関係機関の連携を図っている。 ②のびよ尼っ子健全育成事業では、学校、家庭、地域、関係機関が協力して児童生徒の健全育成に取り組み、尼崎市生徒指導推進協議会等での連携を推進している。 ③地域の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が働きかけを行う地域社会の子育て機能向上支援事業を実施している。 ④青少年の居場所や交流の場であるユース交流センターでは、青少年等の様々な話に耳を傾け、日常的に関わりを持つようしており、いじめの未然防止や早期発見への道の1つとしての役割を担っている。 (課題) ・いじめ防止等に関わる学校や個人、機関等の連携を具体的な取組とつなげていく必要がある。 ・青少年の居場所や交流の場の拠点拡充が必要である。



2 評価結果(今後の取組方針)

【いじめ問題の普及啓発、授業カリキュラムへの導入】 ・スクールカウンセラー(SC)が児童生徒へストレスマネジメントやアンガーマネジメントといった手法を伝えるなど、児童生徒がストレスに適切に対処し、少しでもその軽減を図り、心の安定が図られるような取組を引き続き道徳教育をはじめとする教育活動全体の中で考えていく。 ・関係機関と連携し、児童生徒と保護者を対象に、更なる情報モラル教育の推進に取り組む。
【相談窓口の整備、いじめに対する感度向上】 ・アンケート等の調査を活用し、引き続き、児童生徒の小さな変化をいじめの早期発見へつなげていく。 ・中高校生を対象にSTAND BYを周知し、より一層いじめの未然防止や早期発見の取組を進めていく。 ・尼崎市子どものための権利擁護委員会において、子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」の継続開催と、アウトリーチによる子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討する。
【学校への支援】 ・スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置・派遣を充実させ、要支援生徒への支援や学校の対応力向上のための支援を行う。 ・各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組が効果的であったかどうか、評価・点検していくよう各学校に必要な指導、助言を行う。 ・法的なアドバイスや精神医療的なアドバイスが得られるよう学校支援専門家派遣事業やスクールロイヤーの活用を推進していく。
【学校の体制強化と組織的な対応】 ・危機管理マニュアルや、いじめ防止基本方針を基にした対応を徹底するための教職員向けの啓発を行う。
【家庭、地域及び関係機関との連携、活動】 ・尼崎市いじめ問題対策連絡協議会や尼崎市生徒指導推進協議会等での連携を、より具体的ないじめ防止の取組へとつなげていく。 ・青少年の居場所や交流の場がいじめの未然防止や早期発見に寄与することを踏まえ、全市展開に向けて取り組む。